

お答えします

後期高齢者医療制度



後期高齢者医療被保険者証

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、老人保健制度に代わる後期高齢者医療制度(長寿医療制度)が4月1日から始まりました。

この制度は、75歳(一定の障害があり、申請により認定を受けた65歳)以上の人を対象に、その心身の特性や生活実態などを踏まえて、高齢者にふさわしい医療が受けられるよう制度設計されています。

制度開始以降、さまざまなお質問をお寄せいただいておりますが、今月号ではその中から主なものについてお答えします。

後期高齢者医療被保険者証について

問 被保険者証「後期高齢者医療被保険者証」(水色)が届いていません。無くしてしまったのかも知れませんが、どうすればいいですか。

回答 3月下旬に個人あてに郵送していますので、郵便物を再度確認してください(封筒の表に「岡山県後期高齢者医療広域

連合」と書かれています)。

見当たらない場合は再交付しますので、運転免許証など本人確認できるものと印鑑をお持ちいただき、保険課、各地域局住民福祉課、各地域市民センターで申請してください。

問 近日中に75歳になりますが、手続きは必要ですか。

回答 75歳に達するまでに郵便で「後期高齢者医療被保険者証」を送付します。

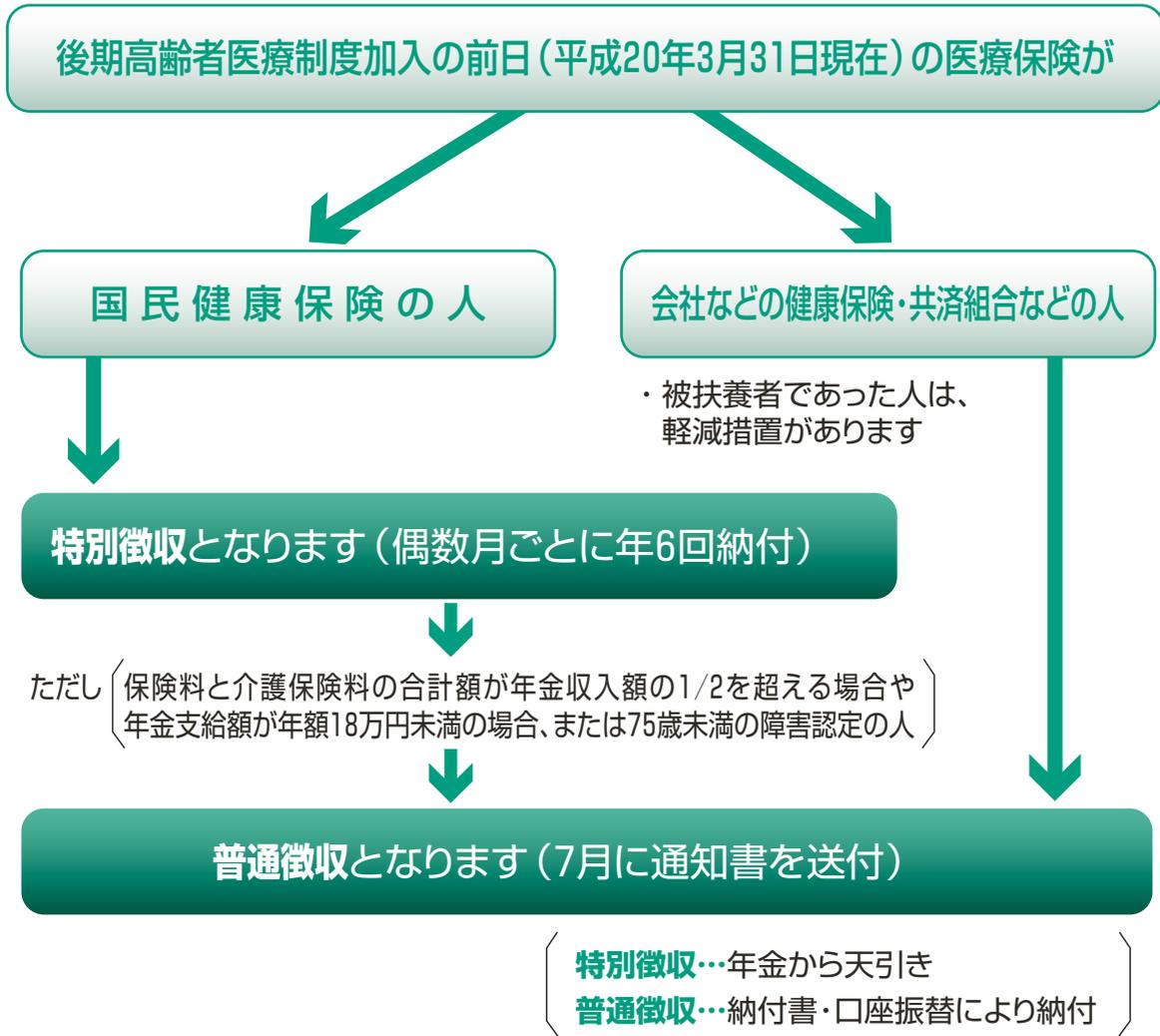
75歳の誕生日を過ぎたら、それまで使用していた医療保険の被保険者証、高齢受給者証などは使えなくなりますので、加入していた保険者の指示に従って返却してください。

問 医療機関にかかるときは、どうすればいいですか。

回答 「後期高齢者医療被保険者証」1枚で医療を受けられます。医療費の個人負担はこれまでの老人保健と同様、1割(現役並みの所得がある人は3割)です。

<後期高齢者医療保険料の納付について>

☆平成20年度の後期高齢者医療保険料の納付方法は、下記の予定です。
また、保険料は前年分の所得をもとに被保険者一人ずつ算定されます。



後期高齢者医療 保険料について

問 後期高齢者医療保険料の算出について教えてください。

回答 4月受給分の年金から特別徴収された今回の金額は、平成18年中の所得をもとに仮算定した金額です。7月までに平成19年中の所得をもとに年間保険料を確定し、被保険者全員へ通知します。

問 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料を両方とも払う必要があるのですか。

回答 後期高齢者医療被保険者の人は、国民健康保険税を支払う必要はありません。

ただし、75歳以上の世帯主の人で、同一世帯に国民健康保険加入者がいる場合は、当該世帯主の人へ国民健康保険税の賦課通知がされます。

■問い合わせ 岡山県後期高齢者医療広域連合 (TEL) 086-1245-0090、保険課健康保険係 (TEL) 0258